

三河守・尾張守としての平頼盛

松島周一

はじめに

平頼盛の没年は文治二年（一一八六）であり、享年五十五歳であった。⁽¹⁾ 逆算すれば生年は長承元年（一一三二）となる。十二世紀前半から後半にかけてのその生涯は、父忠盛によって平家が中央政界での地位を大きく高め、やがて異母兄清盛によって武家政権が樹立されるものの、治承・寿永の内乱によって一門が没落していく、変化の激しい時代に重なっていた。その中で頼盛の位置づけについては、既にいくつもの指摘がなされてきている。

安田元久氏は、夙に「頼盛が、ある意味では忠盛の嫡子の地位にいた」⁽²⁾のではないかと推測されていた。彼の母が忠盛の正室であったことがその理由である。これは現在の研究水準にもつながる重要な推論であったが、以後の研究はさらに、頼盛の母すなわち藤原宗子の背景にどのような人脈がつながっていたのかに関心を向けていった。簡単な系譜関係は系図一に示したが、こうした事実関係と、その

意味について言及する研究が深められたのである。それらの成果を通じて現在では、頼盛や平家一門について論じようとする場合、宗子を媒介に繋がっていた藤原家成の家流を認識することはほぼ常識化していると思う。家成の祖父顕季は白河院の近臣であり、父家保・伯父長実ともに白河院政下で富強と権勢を誇った者たちであった。家成自身は鳥羽院政下の有力な近臣として知られ、その子隆季・成親は後白河院によって重く用いられることになる。累代の院近臣の家流であり、中流貴族以下の「諸大夫」の家柄と低く見られながらも、院政下の貴族社会で大きな実力を蓄えるに至った人々であった。⁽³⁾

角田文衛氏は、忠盛と宗子の婚姻による両家の結合が、のちの「平家政権の成立、発展にとつて、不可欠な要素の一つをなしていた」と指摘された。高橋昌明氏も、頼盛が「背後に宗子と宗子の家に繋がる家成や美福門院らの政治勢力を持っている」⁽⁴⁾点に注意を向けられた。こうした視角は、清盛に対する頼盛の自立性、平家一門内部に生ずる摩

当然である。また国守の補任は明らかに中央での政治状況などに左右される面が強い事柄である。しかし同時に、当該国がどのような特質を帯びているかによって、誰をいつ国守に補任するのかの判断が分かれる場合もあると思われる。当時の三河や尾張がどのような地域であったのか、またどのように貴族社会に認識されていたのか、そうした地域史に関わるような側面を、頼盛の国守補任の背景に僅かでも窺うことができないかというのも、筆者にとつて興味を引かれる点である。

おおよそ以上のような視角の下に、頼盛が三河守・尾張守に補任された当時の諸状況を探っていきたいと思う。

一、院政下の三河国と頼盛

鳥羽院政の末期、久寿二年（一一五五）七月に近衛天皇が没したあと、新天皇として踐祚したのは兄である雅仁親王（諡は後白河天皇。以後、天皇名は便宜的に諡で記す）であった。翌保元元年（一一五六）七月には鳥羽院が崩じて保元の乱が勃発する。これに勝ち抜いて政権を確保した後白河が、守仁親王（二条天皇）に譲位し、院政をひらいたのは保元三年（一一五八）八月のことである。小稿ではまず、この新しい院政との関係という視点から頼盛を捉え

てみたい。頼盛の家系や一門内での立場について、これまでに重要な指摘がなされてきたのは前記の通りであるが、特にこの時期に限ってみると、頼盛の活動や立ち位置を直接に確認できるような史料は管見の限りでは見出し難いように思うし、研究史の中でもあまり言及されることはなかったように見える。ここでは頼盛が保元三年十月に三河守に補任されていることに着目して、従来の研究史から学びつつ、新たな知見を得られないかを考えてみたい。

周知のように、頼盛はこれ以前から久安五年（一一四九）六月に常陸介、保元元年閏九月に安芸守、そして保元三年八月からは再び常陸介と、既に国守を歴任している。安芸国の場合、保元の乱ののち、兄清盛から国守を継承した頼盛と常陸介を交換したものである。保元三年の場合も、やはり清盛からの継承である。こうした経緯からは、乱後に勢力を拡大しつつあった清盛が、安芸や常陸を知行国化しつつあった傾向が窺えるであろうし、頼盛の国守補任も清盛の統制下になされたものと見なすことができるであろう。近年の研究は清盛の下にある平家一門を必ずしも一枚岩的なものとは見ず、頼盛や、のちには重盛流の小松殿家などの自立的な要素を内包した存在として捉える視点を強めている。筆者も基本的にその視角に賛同する者であるが、これらの介・守補任（交替）はやはり清盛の差配によるも

のと見なすのが妥当ではなからうか。

一方、頼盛が保元三年十月、すなわち常陸介に再任後わずか二ヶ月で補任された三河守についてはどうであったろうか。従来、この国は院権力の下で国守が補任され、活動している傾向が強かったと思われる。その点について探ってみるために、まず十二世紀前半の鳥羽院政期（白河院が没した大治四年（一一二九以降）から、後白河院の近臣による鹿ヶ谷事件（安元三年（一一七七）の直前まで、現在確認されている歴代の三河守を辿るところから、話を進めたい⁽¹⁾。こうした時期区分としたのは、鳥羽院政期に三河がどのように扱われていたのかを見ていくことで、当時の院権力にとつてのこの国の価値が窺えるであろうし、それは後白河院政の発足時にもつながると思われるからである。また、平家擡頭の時代でもある後白河院政期の、院権力による三河の位置づけも、鹿ヶ谷事件によって一度院近臣集団が壊滅する⁽²⁾までは確認しておく必要があるであろう。当該期の三河国守は、おおよそ以下のように任免がなされてきたようである。

藤原為忠……天治二年（一一二五）一月十五日（

天承元年（一一三一）十二月廿四日

〈在職約七年。以下同〉

源 資賢……天承元年十二月廿四日（

保延二年（一一三六）十二月十六日

〈約五年〉

※藤原顕長……保延二年十二月十六日（

久安元年（一一四五）十二月三十日

〈約九年〉

藤原顕広……久安元年十二月三十日（

久安五年（一一四九）四月九日

〈約三年半〉

※藤原顕長……久安五年四月九日（

久寿二年（一一五五）十二月廿五日

〈約六年半〉

藤原隆能……久寿二年十二月廿九日（

保元二年（一一五七）十二月十七日

〈約二年〉

藤原長方……保元二年十二月十七日（

保元三年（一一五八）十月十二日

〈約一年〉

※平 頼盛……保元三年十月三日（

平治元年（一一五九）十二月廿七日

〈約一年〉

藤原定隆……永暦元年七月七日（

長寛二年（一一六四）一月廿一日

〈約三年半〉

藤原光雅……長寛二年一月廿一日

仁安二年（一一六七）八月一日

〈約三年半〉

藤原宗頼……仁安二年八月一日

嘉応元年（一一六九）一月十一日

〈約一年半〉

藤原時綱……嘉応元年一月十一日

承安元年（一一七一）十二月二日以前

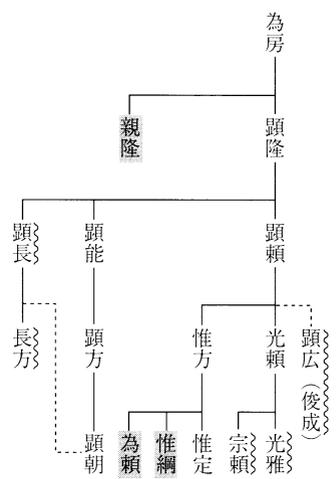
〈約三年カ〉

藤原盛頼……承安元年十二月二日以前

安元二年（一一七六）十二月五日以前

〈約五年カ〉

たとえば最初に出てくる藤原為忠は、三河だけでなく安芸や丹後の国守を歴任し、白河院や鳥羽院のために二条堀河殿、三条烏丸殿を造営している。まさしく三河が院近臣による蓄財（院への奉仕の財源）を支えた一国であったことが窺える。そうした中で、頼盛の補任以前、鳥羽院政期を通じてとりわけ注目される三河国守は藤原顕長である。



@ 『尊卑分脈』から作成。
 @ 波傍線は三河国守をつとめた者を示す。
 @ 網掛は尾張国守をつとめた者を示す。
 @ 点線は養子関係を示す。

系図2 藤原顕長関係の略系図

系図二の通り、彼は白河院の近臣として勢威をふるった藤原為房・顕隆を祖父と父とする家系であり、兄の顕頼も白河・鳥羽院に近侍する権勢家であった。この家系は藤原氏の中でも勸修寺流といわれる門流を形成していたが、その勢力は院政期に大きく発展したのである。このことは当然ながら顕長を院権力に接近させる。天治二年一月、顕長がはじめて紀伊守に補任された時、それは「本院分」すなわち白河院による分国への任命であった。鳥羽院との関係は後述する。後白河の時代となっても、たとえば平治の乱

ののち、後白河院が身を寄せていたのは「八条堀河ノ顯長卿方家」であつた。

顯長は鳥羽院政下で三河守に補任されたのであるが、それ以前から紀伊・越中で国守をつとめ、それぞれ五年弱と八年弱にわたつて任にあつた。一国をかなり長期にわたつて経営していたのであり、その有能さは認められていたのであろう。しかし、それらと較べても際立つのは、三河国守としての任期の長さである。直接に国守であつた時期は十六年弱であるが、合間の顯広との交替は、あまりにも任期がつづくことに配慮しての一時的な措置であつたのではなからうか。顯広は本名の俊成の方が歌人として著名であるが、当時は顯頼の養子となつて、顯広と改名していたのである。顯長にとっては義理の甥にあたる。この間の顯長は隣国の遠江守に遷つていたのであり、三河に対する影響力が衰えることはなかつたであらう。彼の後任となつた藤原隆能は、画工として鳥羽院に重用されていたと思われ、その補任には院からの褒賞の意味などもあつたかもしれない。しかし一方で、保元二年十月に顯長が従四位上に叙されたのは「造宮叙位次、三河守隆能讓、造東廊賞」というように、三河守として隆能が行なつた内裏造宮事業の功績が顯長のもととされたためであつた。これを見ると、三河守である隆能の背後には、変わらずに顯長の影響とバック

アップがあつたと推測することができよう。その次の(頼盛)にとっては前任者の(藤原長方)は、顯長の息子である。こうして概観すると、顯長は鳥羽院政期から後白河院政初期にわたり、實質的には二十年以上の長きにわたつて、三河を知行する立場にあつたと捉えることが妥当な評価であると思われ。頼盛が受け継いだのはそうした地位であつた。

ただし、注意しなければならないのは、頼盛が三河守に遷つたあとの常陸介がどうなつたのかという点である。頼盛の後任は藤原顯朝。顯長の兄顯能の孫であり、顯長の養子となつていた者である。さらに頼盛に三河守を譲つた形になる長方については次のように記される。「同(保元三年)十月十二止(三河)守、以舍弟顯朝申任常陸介」と。すなわち清盛の知行国化していた常陸に顯長の養子が送り込まれ、それと引換に頼盛が三河守となつた訳である。その差配には清盛と後白河院、さらに顯長などその近臣たちの意向が共同で働いていたと見るべきであらう。

三河を支配することは、院権力にとつてどのような意味を有したのであろうか。多数の、院近臣が経営する諸国の中の一つというにとどまらない三河独自の価値は、どのような点に見出すことができるのであろうか。頼盛ひいては平家が後白河院政から何を期待され、どのようにに遇されよ

うとしていたのかは、その点からも見えてくるように思われる。小稿ではそれを、近年の研究によって明らかにされてきた次の二点から考えたいと思う。

(a) 東国での経塚造営と三河

平安時代から鎌倉時代にかけて、三河の渥美半島で渥美焼といわれるような陶器生産が活発になされていたことはよく知られている。三河国守藤原顕長の名前は、それとの関わりで知られている面がある。渥美で製作された壺などは、おそらく海上交通によって関東などの遠隔地に運ばれ、使用されていた。それが埋納経の容器として用いられ、経塚に埋められたと考えられている陶器片の出土事例が、東国で四例見つかっている。荒木敏夫氏が整理されているように、それらは

- ・静岡県三島市出土
- ・山梨県南巨摩郡富沢町周辺出土
- ・神奈川県鎌倉出土の伝承
- ・神奈川県綾瀬市出土

ということになり、はじめの二例の陶器片には「正五低下行兵部大輔兼三河守藤原朝臣顕長」を含む銘文が刻まれている。あとの二例も、その部分の銘文を刻んだ欠片は見つかっていないが、同様な事例と考えられている。また愛知県田原市の大アラコ古窯出土の壺片にも「□位下行兵部

大□兼三河守藤原朝臣顕長」を含む銘文がある。²³⁾ 荒木氏は、三河国守としての顕長が国内で強制的な写経事業を進めたことを指摘されており、伊豆・甲斐・相模などで顕長銘のある壺を外容器とした埋納経が行なわれていたこととの関連にも言及されている。²⁴⁾

さらに上川通夫氏は、顕長の三河守在任と重なる時期、顕長と同じ勤修寺流の信方が伊豆守、顕遠が甲斐守、頼憲が相模守（すなわち顕長銘のある埋納経の外容器片が出土している国々の国守）となっていたことを踏まえ、「院近臣勤修寺流による任国を越えた政策展開の一部として」各地の経塚造営事業が行われた、とされる。²⁵⁾ 重要なのは、上川氏がこうした顕長の事業を、その都での活動などともあわせて「院政下の密教事業」と関係づけて捉えられたことである。勤修寺流が院政下で勢力をのばしていたことからみても、その広範囲にわたる事業が院権力との関わりを有していたことは納得のいく推論であるが、筆者としてはさらに次の点を指摘しておきたい。

四例目の壺片が出土したのは、神奈川県綾瀬市の宮久保遺跡といわれる地域からである。この一帯は、中世には吉田庄もしくは渋谷庄とよばれた庄園が存在していた。この庄園の領主は園城寺円満院である。²⁶⁾ この円満院が、天皇家から門跡を迎える寺院であった点に注意したい。念のため

に確認しておく、顕長が三河国守であった頃の円満院門跡は、おそらく行慶であった。彼の前に門跡であったのは行尊であり、園城寺長吏や延暦寺の天台座主もつとめた人物である。⁽²⁸⁾天台座主の記録からその没年が長承四年(一一三五)二月であったことが分かるので、そのあとに行慶が円満院門跡となったものであろう。また、行慶は園城寺長吏もつとめているが、その後任となった道恵(円満院門跡の後任でもある)は永暦元年(一一六〇)に就任した⁽²⁹⁾というから、おそらくその頃まで行慶が門跡もつとめていたと思われる。以上から顕長の三河守在任の時期は、行慶が円満院門跡であった時期に包摂されることになる。この行慶は「白河院皇子」であったし、その後継者となる道恵は「鳥羽院第六皇子」である。⁽³⁰⁾円満院と院権力の繋がりが深いことは推察するに難くない。そうした円満院領である吉田(渋谷)庄に、顕長が三河守として発注し、自らの名前を銘文に刻した渥美焼の壺を外容器として経塚が営まれていたのである。この事実は、顕長や彼を含む勸修寺流の人々が行なっていた経塚造営などの仏教事業が、院権力と連携し、おそらくその支持と庇護の下に進められていたことを、より強く推測させるものであると思う。

以上の推測が認められるのであれば、院権力にとって三河は、東国で仏教に関わる広範囲の事業を進めるにあたっ

て不可欠の渥美の窯を擁し、東国への拠点となる点で、他国では代替の利かない価値を保持する国であったとみるこ
とができる。

(b) 犬頭系の生産地としての三河

古代から三河が優良な絹糸の産地であったことはよく知られていた。これについては、近年の西宮秀紀氏による整理と論究が最も拠るべき成果といえよう。⁽³¹⁾西宮氏の論点は多岐にわたるものであったが、小稿にとって重要であるのは以下の点である。奈良時代・平安時代前期において既に、参河(西宮氏は古代の国名としてはこの書き方を用いられており、それに従う)の絹糸は高品質なものとして評価をうけていたこと。十世紀以降になると、藏人所の差配の下に諸国から絹や糸が徴収され、その中で参河の絹糸も大きな位置を占めていたこと。それは天皇の御服料などにも用いられていたこと。平安時代には『今昔物語集』に見えるような参河の犬頭系伝承が都にも伝わり、それが名称ともなつて「ブランド」化し、珍重されたこと。こうした西宮氏の整理によつて三河の犬頭系が、古代から中世にかけて、京都の天皇家や貴族社会にとっての重要な産物であったことが浮き彫りになったのであり、愛知県域の歴史を語る上でその意義は大きい。小稿にとつても、院などの権力者が三河守を通してこの国を押さえることの意味が、さらにひ

とつ明確になったといえよう。

ここでは、頼盛が三河守に在任していた時期に近い段階での事例をいま少し検討して、以上の点を確認しておきたい。まず、少し遡るが嘉承二年（一一〇七）の堀河天皇没後に営まれた法事に関する記事である。

今日（八月廿三日）有五七日御風誦、……

又播万（磨）守（藤原）基隆献非時（米五百石）、同
三河寺（守）（藤原）隆頼献非時例（絹二千五百疋）、
加賀守（藤原）敦兼又献非時例（国絹二百疋・綿
千五百両・米三百石）、此外殿上受領、如此事有其員歟、
不能尋記、³³

【（一）は松島の注。（一）は割書。以下同】

没後三十五日目の供養で経文が読まれたのであるが、そこで非時すなわち僧侶に支給される食事や絹などを、諸国の国守が献上しているのである。それは当然ながら、堀河の父である白河院への奉仕として行なわれたことであろう。注目されるのは、三河守隆頼による、二千五百疋という莫大な絹の献上である。ここには三河が絹糸の重要な生産地であることが反映されているのは勿論である。それと同時に、その産品が租税などとしてではなく、国守による私富の蓄積とその奉仕という形で、京都の貴族社会、特に権力者に供給されている事実留意したい。三河守とは、

京都の権力者にとつて、貴重な「ブランド」品を獲得・消費するために必要な窓口でもあったといえよう。

あるいは、次の記事。応保元年（一一六一）の年末の出来事である。

次参内奏事、

……

□（一）、□納殿藏人（藤原）頼保、申犬頭系尽了、
所下雖有銀（限カ）、早速□下頗有恐、仰可献五位
職事可被勅決、正□□（月七カ）日節会以後、御装束
束無其用途、仍所申請也、

□（仰）同前、

□□同参大殿（藤原忠通）、下付資能、申勅定趣事、

……

一、犬頭系事、早可被仰付五位藏人也、

次又帰参奏聞、

……

□（一）、□犬頭系事、

□仰（藤原）長方、³⁴

まず、この記事を書いたのは藏人頭の藤原忠親である。天皇側近の立場である彼が、この十二月十五日に参内して当時の二条天皇に奏上した内容は、「納殿（藏人が管理にあたる、貴重品の収蔵場所）に備蓄している犬頭系が無く

なりそう、年明けの七日の白馬節会以降になると、天皇さまの装束に用いる分も不足しそうです。そのため、五位藏人に補充させたいので、誰に命じるかお決め下さい」というものであった。天皇はそれに対して、「他の案件と同様に、前関白である藤原忠通に諮問せよ」と命じたのである。そこで忠親は忠通の邸に向かった。そして忠通の家司である資能を取次として、天皇からの諮問内容を告げている。忠通は返答していわく、「やはり犬頭糸については、五位藏人に補充するようお命じになるべきでしょう」。忠親は天皇のもとに戻って、この返事を伝えた。そこで天皇は、「では五位藏人である藤原長方に補充させよ」と命じたのである。

この記事からはいくつか興味深い事実が読み取れる。十二月の段階で正月以降のさしせまった不足分を供出することが期待されたのは、藏人たちが犬頭糸の現物を私的に保有していたことを示している。それが藏人に対する給与の結果であったのか、あるいは職務遂行の中で私物化が進んだのかは判断しきれない。ただ、結果として供出者が藤原長方に決まったことは重要である。彼が特に大量の犬頭糸を保有していて、この供出に堪えられると天皇や関係者が判断したことになるからである。なぜ、そのような判断がなされたのか。それは長方が顕長の子であり、自身も

かつて三河守をつとめたためであったと推測して、まず誤りはないのであろう。事実関係は、前記の歴代の三河守や顕長関係の系図で確認できる通りである。三河守とは、それだけ犬頭糸を現地から徴収して蓄積することが可能な地位なのであり、それを自らの差配の下で任免する権力者は、その蓄積からの奉仕を当然視することができたと思われる。そうであれば、この点からも三河は院権力にとって他国と異なる特別な価値を有する国であったといえるであろうし、その支配を重視して主要な近臣を国守に送り込んでいたと推測することも、かなり高い蓋然性を帯びてくるのではなからうか。

取り敢えず筆者が気付いた二点から、院権力にとつての三河の価値を探ってみた。鳥羽院政の下で三河守などとしてこれらの価値を確保しつづける役割を担ったのが、院近臣である勤修寺流の顕長たちであった。後白河院政は、発足の早々からその役割を、新たに清盛の平家に担わせようとしたのである。ひとつには、保元三年八月、顕長が後白河院政発足と同時に参議に昇進して、公卿としての活動を期待されるに至ったであろうことも、この人事の背景であったと思われる。それに代わって同様な役割と奉仕を果たし得る者を捜す段階で、後白河院権力は清盛さらには頼盛を取り込もうとしたといえよう。平家一門の中でも有力

な院近臣である藤原顕季の系統につながる位置にあった頼盛が、わずか二月で常陸介からはずれ三河守に遷った点も、こうした事情から説明できるように思う。保元の乱を経て貴族社会にとつての重要な軍事力となった平家を近臣に取り込もうとする後白河院権力が、平家一門の人物を三河守に補任することは、彼らを近臣として信頼している証ともなったであろう。しかし同時に後白河院の側にとつては、そのポストに自らの期待を裏切らないような人材を確保しておくことも必要であった。その条件をあわせて満たすことができたのが、頼盛であったといえよう。頼盛の三河守補任は、単なる一国の国守人事といふにとどまらず、後白河院政と平家との関係、平家一門内部の様相などを反映した、当該期の政治史の一面を窺うことのできる出来事であったのではなからうか。

以上のように、筆者は頼盛の三河守補任自体は、後白河院政と清盛の合作としての人事であったと考えている。ただ、この結果として頼盛は、院権力の期待するところも大きいであろう三河守としての役割を担ったのであり、平家一門の中でも後白河院政に近い立ち位置を占めることになったといえよう。それは当然ながら一門内部での彼の存在を大きくするであろうし、彼の動向が清盛や一門に影響を及ぼす作用ももたらしたのではなかつたか。次の段階

で頼盛や清盛の動向を考える時、その点への留意も必要になってくるように思われる。

二、平治の乱後の尾張守

前記のように後白河院政発足とほぼ同時に、院政側の期待を背負い、清盛率いる平家一門のいわば代表として三河守の地位に送り込まれた頼盛は、しかし、僅か一年余ののち、隣国尾張の国守に遷ることとなった。現在知ることのできる範囲では、三河守の後任であったと思われる藤原定隆が補任されたのは、頼盛の遷任から半年以上を経た、翌年の七月のことである。^{③⑤}この経緯からも、頼盛の尾張守遷任がかなり唐突な出来事であったことが推測される。事実、彼の遷任は平治の乱に関する「勲功」の賞としてのものであった。^{③⑥}ではなぜ、彼の「勲功」が、尾張という国を対象なども考慮しつつ、経緯を確認していくことにしたい。

まず前章と同様に、鳥羽院政期から鹿ヶ谷事件の頃までの尾張守在任者の一覧を掲げてみる。

藤原顕盛……大治四年二月廿四日以前、

長承三年(一一三四)一月廿六日

源 師盛……長承三年五月十九日以前
源 成雅……康治元年一月廿三日
源 憲俊……康治二年一月廿七日
源 忠盛……天養元年九月廿九日以前
源 平重衡……長寛元年一月廿四日
源 藤原親隆……久安三年十二月廿一日
源 藤原範能……嘉応元年十二月三十日
源 高階盛章……保元元年(一一五六)一月廿七日
源 平信業……承安二年(一一七二)十月十九日以前

藤原惟綱……保元元年五月廿六日
保元三年(一一五八)八月廿三日
藤原為頼……保元三年八月廿三日
平治元年(一一五九)十二月廿七日
長寛元年(一一六三)一月廿四日
平重頼……平治元年十二月廿七日
平保盛……仁安二年(一一六七)一月四日以前
仁安三年(一一六八)十一月廿八日
藤原家教……仁安三年十二月十三日
嘉応元年(一一六九)十二月廿八日
嘉応二年(一一七〇)十二月三十日
平信業……承安二年(一一七二)十月十九日以前

源 成雅……康治元年一月廿三日

藤原為頼……保元三年八月廿三日
平治元年(一一五九)十二月廿七日

康治二年(一一四三)一月十四日

〈刃傷沙汰で解任。約一年〉

※平 頼盛……平治元年十二月廿七日

源 憲俊……康治二年一月廿七日

長寛元年(一一六三)一月廿四日

天養元年(一一四四)九月廿九日以前

平 重衡……長寛元年一月廿四日
仁安元年(一一六六)十二月三十日

〈約二年カ〉

平 重衡……長寛元年一月廿四日

平 忠盛……天養元年九月廿九日以前

仁安元年(一一六六)十二月三十日

久安元年(一一四五)七月九日以後

平 保盛……仁安二年(一一六七)一月四日以前
仁安三年(一一六八)十一月廿八日

〈約一年カ〉

平 保盛……仁安二年(一一六七)一月四日以前
仁安三年(一一六八)十一月廿八日

藤原説頼……久安元年七月九日以後

仁安三年(一一六八)十一月廿八日

久安三年(一一四七)十二月廿一日カ

藤原家教……仁安三年十二月十三日
嘉応元年(一一六九)十二月廿八日

〈約二年カ〉

藤原家教……仁安三年十二月十三日

藤原親隆……久安三年十二月廿一日

嘉応元年(一一六九)十二月廿八日

久寿二年(一一五五)十二月廿九日

藤原範能……嘉応元年十二月三十日
嘉応二年(一一七〇)十二月三十日

〈秩滿。約八年〉

藤原範能……嘉応元年十二月三十日

高階盛章……保元元年(一一五六)一月廿七日

嘉応二年(一一七〇)十二月三十日

保元元年五月廿六日

平 信業……承安二年(一一七二)十月十九日以前

〈約四月〉

平 信業……承安二年(一一七二)十月十九日以前

安元元年（一一七五）十月七日以降

（三年以上方）

藤原盛頼……？）

治承元年（一一七七）六月十八日

（鹿ヶ谷事件に連座して解任）

あとで言及すべき点がいくつかあるが、ここではまず、

平治元年末の頼盛の補任から取りあげていく。彼が尾張守に遷った十二月二十七日の除目は、直前に起こった平治の乱の後始末という性格を帯びて行なわれたものである。『平治物語』の表現を借りれば、「さる程に、平家、今度の合戦の勳賞おこなはる」ということである。その一方では乱の与同者に対する処分も行なわれ、「七十三人が官職をとめらる。昨日までは朝恩に浴して、余薫を一門に与しか共、今日は誅戮を蒙りて、愁歎を九族にをよぼす」ことになったという。十二月二十七日の国司除目はそうした要素が絡み合った結果であった。その内容は表一にまとめた通りである。この表は基本的に『日本史総覧Ⅱ』の「国司一覽」に依拠して作成したが、典拠となった史料は『公卿補任』の各人の項目か、『兵範記』『山槐記』などの除目記事が多い。このように平家一門の「勳功」を賞するためには、彼らに与えるための国守の地位を用意しなければならぬ。そ

れがどのように調達されたかを見ると、平家一門が「勳功」によって他国に「栄転」した場合を除き、乱の関係者の処分による没収が重要であった。伊賀・越中・伊予などはその例である。そうした中で頼盛が与えられた尾張守は、前任者であった藤原為頼の武藏守遷任によって空けられた地位であった。この経緯にどのような意味を見出すことができるのだろうか。

為頼は乱の立役者の一人であった藤原惟方の男である。彼は保元三年八月に尾張守となっており、それから一年数ヶ月を経たばかりであるが、注意したいのはその前任者である。惟綱は為頼の兄であり、すなわち惟方の男であった。その尾張守補任については「保元々五月廿六日（惟方が）辞遠江守、以男惟綱申任尾張守」とされている。いわばこの家は尾張を知行国化していたのである。周知のよう（11）に惟方は藤原経宗とともに二条天皇親政派の重鎮であった。はじめ信頼と共謀して信西打倒のクーデターを起こしながら、途中で清盛と手を結んで今度は信頼を追い落とし、た人物である。ともかくも彼が二条天皇を六波羅に迎えたことによつて、清盛が平治の乱に勝利する条件は整えられたといえよう。その知行国が、頼盛に与えられたのである。なぜ、頼盛の「勳功」に報いるために、そうまでして尾張守を用意する必要があったのか。

表1 平治の乱直後（12月27日）の国守の異動

国名	旧国守	新国守	備考
大和	平 教盛	平 基盛 (○)	
伊賀	源 光基 (×)	平 経盛 (○)	
尾張	藤原 為頼	平 頼盛 (○)	為頼は藤原惟方男
三河	平 頼盛		翌年7月7日、藤原定経補任
遠江	平 重盛	平 宗盛 (○)	
武蔵	藤原 信説 (×)カ	藤原 為頼	翌年2月28日、平知盛補任
越中	藤原 光隆 (×)	平 教盛 (○)	
越後	藤原 成親 (×)		翌年1月22日、藤原頼季補任 (国務知行は藤原経宗)
淡路	平 基盛		翌年1月22日、平宗盛補任
伊予	藤原 行通 (×)カ	平 重盛 (○)	

@下線の人名は、他国守へと「榮転」した者。

@旧国守の×印は、乱に連座して失脚した者。もしくはその可能性が高い者。

@新国守の○印は、『公卿補任』に「勲功」と明記された者。

@それぞれの典拠は以下の通り。

- ・平 教盛…『公卿補任』仁安3年項。
- ・平 基盛…大和は『平治物語』中。淡路は『兵範記』保元3. 12. 29条より推測。
- ・源 光基…『平治物語』上。 ・平 経盛…『公卿補任』嘉応2年項。
- ・藤原 為頼…尾張は『兵範記』『山槐記』保元3. 8. 23条より推測。武蔵は『玉葉』承安3. 10. 5条に「前武蔵守」とあることから、この時期が該当すると推測。
- ・平 頼盛…『公卿補任』仁安元年項。 ・平 重盛…『公卿補任』長寛元年項。
- ・平 宗盛…『公卿補任』仁安2年項。
- ・藤原 信説…兄信頼が保元2年に武蔵守を去っているが、平治の乱後には藤原為頼が守となったと思われること（乱による没収の対象であつたらしい）、『尊卑分脈』に「武蔵守」との尻付があることなどから推測。
- ・藤原 光隆…『公卿補任』永暦元年項。 ・藤原 成親…『公卿補任』仁安元年項。
- ・藤原 行通…『兵範記』保元3. 5. 6条より推測。『山槐記』平治元. 2. 21条には「伊与守行範」とあるが、誤写か行通の関係者と考えた。

平治の乱において頼盛は、平家軍の中心の一人であつた。『愚管抄』に「平氏ガ方ニハ左衛門佐重盛（清盛嫡男）、三河守頼盛（清盛舎弟）、コノ二人コソ大將軍ノ誠ニタ、カイハシタリケルハアリケレ」といわれるように、彼は重盛と並ぶ平家軍の「大將軍」として、功績を残したのである。功績の内容だけではない。頼盛が一門内で清盛に対する自立性を帯び得る存在であつたことは、前記のように従来の研究史が指摘してきたことである。平治の乱における平家軍の編成自体が、重盛指揮下に置かれた主流の清盛系と、もう一方の頼盛系との兵力による混成部隊であつたことを、『愚管抄』の記事は示唆している。その立場に配慮すること、清盛や朝廷には必要であつたらう。いずれにしても、頼盛への「勲功」の賞は、重盛と同等以上であること、他の一門を下回つてはならないことが求められていたと思われる。

では、重盛が与えられた伊予守とはどのような官職であったのか。元木泰雄氏によれば、播磨と伊予は十二世紀初頭から鳥羽院政末期にかけて、四位上臈の任国として受領の最上級層が国守に任ぜられる国であったという⁽⁴⁶⁾。平治の乱後のこの時期は、そうした伊予守の権威や格式がまだ生きていた時代ということになり、重盛に対する恩賞の重さが窺えるのであるが、頼盛の尾張守遷任も、それに較べて遜色ない恩賞と見なされていたのではなからうか。

その理由のひとつは、頼盛の亡父忠盛がかつてこの官職に就いていた点に求められよう。伯耆、越前、備前、美作と受領を歴任した忠盛は、尾張守を経て播磨守になっていく⁽⁴⁷⁾。約一年程度の短い在任であったが、地位が上昇していくステップとして、平家一門にとっては意義深い官職といえるのではないか。

さらに、当時の尾張守の位置づけを考える材料として、忠盛の次に尾張守をつとめた藤原親隆と、その後任となった高階盛章に着目してみたい。まず藤原親隆であるが、彼は久寿二年（一一五五）十二月末、秩滿で尾張守の任期を終えた⁽⁴⁸⁾。そして、翌年三月、伊予守に補任されている。その際に、「元尾張前司、未得解由去尾張、経数日任之⁽⁴⁹⁾」との問題があったらしい。「数日」はあるいは「数月」の誤りであろうか。解由を得られなかったというのであるか

ら、この問題は後任の尾張守であった高階盛章との間で生じたことになる。親隆は既にな総介や信濃守を歴任しており、交替にあたっての事務手続きに未熟であったとも思えない。また二ヶ月余りも次の伊予守に就任できなかったのであるから、やはり単なる事務上の手違いというより、前任者と後任者の対立が起こっていたと見た方がよいのではないか。その具体的内容は分からない。ただ、親隆は伊予守になっていたのであるから、盛章との関係は結局修復されたわけである。ここでは、両者の関係がどのようなものであったのかを考えるために、まず親隆の経歴から探ってみたい。

彼は尾張守在任中の久安四年（一一四八）八月には藤原頼長に「家司尾張守親隆朝臣」と呼ばれている⁽⁵⁰⁾。さらに久寿元年（一一五四）には、やはり頼長から「執事家司」ともいわれている⁽⁵¹⁾。（台記六月廿日）また、この時期の親隆は家司として頼長に尽くすとともに、その財力で頼長家のために奉仕している事例も数多い⁽⁵²⁾。彼が頼長と深くつながる存在であったことは確かである。さらに仁平二年（一一五二）には前関白藤原忠実の政所下文に別当として名前を載せており、忠実・頼長の摂関家に仕える立場であったと容易に知ることができる。しかしこの親隆が、保元の乱が起こるまでには頼長から距離をとるようになったこと

は、夙に指摘されている。⁽⁵¹⁾ 一方、彼は長く鳥羽院庁の判官代をつとめ、尾張守在任当時には別当にもなっている、⁽⁵²⁾ 院近臣の一人であった。久寿二年九月には、尾張守在任のま東宮（守仁親王）亮となっており、「完全に女院（美福門院）の近習の一人となっている」と評価されている。⁽⁵³⁾ 頼長とは敵対する側である。こうして見ると、久寿二年末に尾張守の任期を終えた彼が伊予守に遷任する予定であったのは、鳥羽院政の近臣として受けていた処遇と考えて大過ないであろう。

一方、彼の後任である高階盛章はどのような人物であったのか。彼は鳥羽院庁の別当をつとめており、鳥羽院が生前に指名していた自らの入棺役八名のうちの一人であった。⁽⁵⁴⁾ 鳥羽院にとつての主要な近臣の一人であったことは確かであろう。親隆が盛章から尾張守の解由を得られなかった問題も、院が国守人事を動かす国における、院近臣同士⁽⁵⁵⁾の紛争であったために、二ヶ月の時間はかかったものの、親隆が伊予守に補任されることで決着したのではなからうか。

ここで注目したいのは、盛章が尾張守就任の前には伊予守をつとめていたことである。久安四年（一一四八）二月一日に補任されており、⁽⁵⁶⁾ 久寿二年三月にも見任であったことが確認できる。⁽⁵⁷⁾ 伊予守は久寿二年十二月廿九日に秩満と

なっているが、⁽⁵⁸⁾ 以上からこれが盛章を指していることは疑いのないところであろう。そして彼は、翌久寿三年（保元元年）一月、尾張守に補任されたのである。⁽⁵⁹⁾ すなわち、久寿二年末から翌年初めにかけての国守人事においては、ともに鳥羽院の近臣であった親隆と盛章が、尾張守と伊予守を交替する格好になっていた。このことは、尾張・伊予が院の差配によって国守が決められる国であったことを物語ると同時に、当時の院近臣内部での格付けとしては、尾張守と伊予守が同格に扱われていたことを示している。⁽⁶⁰⁾ そうであれば、平治の乱のち、「勲功」によって重盛に与えられた伊予守に並ぶ賞として、頼盛が尾張守に補任されたことも筋が通る話になる。逆にいえば、やはり尾張は平治元年十二月廿九日に、頼盛を国守に任ずべき国として調達されなければならなかったのである。

ただ、この人事は反面として、前任者為頼ひいては藤原惟方から尾張守を取りあげたことを意味する。勿論、為頼は代わりに武蔵守に遷任したと考えられる。⁽⁶¹⁾ しかし問題は、惟方にとつて武蔵が尾張の代替として満足できる国であったかどうかであろう。惟方以前の知行国主であったと思われる藤原信頼にとつては、元木泰雄氏が強調されるように、⁽⁶²⁾ 源義朝という武力を従える上で武蔵の知行が重要であったかもしれない。武蔵には義朝の家人が多く存在し、

彼らは保元の乱などでも多数動員されている⁽⁶⁴⁾。しかし、惟方は信頼のように自らの下に武力を動員しようとはしていなかった。むしろ、当時の武蔵は知行国主である信頼が処刑された上に、大蔵合戦に示されるように軍事的に国内を制圧していた義朝・義平父子が滅亡したことによって、混乱が増幅されていたと見る方がよいのではないか。具体的な状況を語る史料は見出すことができないが、大蔵合戦が「武蔵の武士団、秩父氏および国衙在庁の内部矛盾の激発」という側面を帯びていたのであれば、それに勝利してともかくも国内武士団を従える「重石」となっていた義朝・義平の滅亡は、新たな対立を惹起する要因ともなる。その意味では、惟方にとって武蔵の知行国化とは、平治の乱の最も面倒な後始末を押し付けられたという側面を有することであつたと思われる。少なくとも、鳥羽院の近臣として獲得した尾張の知行と引き換えにする価値を、惟方がこの国に見出していたとは考え難い。

この展開については、永暦元年二月の惟方（そして経宗も）の失脚が、信頼とともに平治の乱を引き起こしたことへの問責であるとの見方、また乱勃発の責任を負うべき身でありながら、乱後の政局を主導しようとしたことへの貴族たちの反発を背景としているとの見方などが参考になる。惟方に向けられるそうした冷やかな視線が、早くも

乱後の十二月二十九日の除目において、彼に信頼からの没収国である武蔵を与える形をとりつつ、実際には尾張を奪うという結果を生み出したと思われる。ただ、惟方への反発がこうした具体的な形になったのは、乱の「勲功」を賞する上で、平家の都合により頼盛の尾張守への補任が必要であるとの、いわば「大義名分」が存したことにも依つていよう。その点、惟方の不満が向けられる具体的な相手は平家であり頼盛であるということになる。しかし、清盛もこの件で妥協することはできない。一門が獲得した権益を守るのには勿論である。同時に、頼盛の存在が大きく自立的なものであるだけ、その反発を招かず一門を結束させつづけるためには、頼盛の立場と権利を擁護する姿勢が必要であつたろう。

このように見てくると、乱後に「勲功」の賞が与えられた段階から既に、清盛・頼盛は、尾張の知行をめぐって惟方と利害が対立する立場に身を置いていたことになる。惟方の失脚は、直接的には彼への憤懣と危機感を抱いた後白河院からの懇請に清盛が応じた結果であるが、その際の清盛は「又思フヤウドモ、アリケン」という風情であつたか。清盛なりにさまざまな利害得失を勘案したということであろうが、その中には尾張をめぐる惟方との関係も含まれていた可能性がある。

後述するように清盛・頼盛は、やがて後白河院の近臣である藤原成親と、尾張の知行とも関わって摩擦を生ずるに至る。先に鳥羽院政下で、尾張が知行の対象として高く格付けられるようになったことを想定した。まさにそれゆえにこそ、平治の乱後、後白河院政が紆余曲折を経ながら伸張していった時期に、政界の諸勢力による利害対立と駆け引きの対象としても、尾張が繰り返し政治上にあらわれてくるようになったといえよう。その動きを体現した一人が頼盛であったと見ることは、以上の経緯と、次章での展開から推して、必ずしも外的ではないように思われる。

三、後白河院政の展開と頼盛

頼盛が国守となった尾張国について、以後の展開を辿ると、平家がこの国を知行国化していた様相が見えてくる。その場合に興味深いのは、平家一門の中で、尾張と越前が一对のものとして扱われていたことである。具体的には表二に示したように、一門内の清盛系の人物と頼盛系の人物が交互に、この両国の国守となっていたのである。以下、その様子を確認してみたい。

平治の乱のちに大和守となっていた清盛の次男基盛は、僅か一月後の永暦元年(一一六〇)正月に遠江守に遷っ

ていたらしい。直接の史料はないが、この時、三男宗盛が遠江守から基盛の前任地であった淡路守に遷つており、一方、同年九月には基盛が遠江守であったことが確認できるのである。遠江は保元三年(一一五八)八月に重盛が国守となつて以来、清盛の長男から三男までが交替で国守をつとめたことになる。清盛はこの国を、知行国化し

表2 清盛系と頼盛系による尾張・越前の交互知行

年月日	頼盛系	清盛系
平治元 (1159)・12・27	平頼盛/尾張守	
永暦元 (1160)・12・29		平基盛/越前守 (応保2 <1162>・3・17没)
長寛元 (1163)・1・24	平頼盛/辞尾張守 (男保盛を越前守に) 平保盛/越前守	平重衡/尾張守 (頼盛名替)
仁安元 (1166)・12・30	平保盛/尾張守	平重衡/左馬頭(守を去る) 平資盛/越前守
仁安3 (1168)・11・28	平保盛/尾張守解任	

@表1以外の典拠は以下の通り。

- ・平 基盛…『山槐記』永暦元。12。29条。
- ・平 重衡…『公卿補任』養和元年項。
- ・平 保盛…『公卿補任』承元3年項。
- ・平 資盛…『公卿補任』寿永2年項。

ようとして重視していたのではなからうか。ところが永暦元年十二月、基盛は一年を経ずしてその遠江を離れ、越前守に遷った⁽²³⁾。遠江守の後任は藤原信西の孫の藤原基範である⁽²⁴⁾。その父成範は重盛の前の遠江守であったから、清盛としてはそちらに遠江を戻した代わりに、越前を新たに獲得しようとしたと思われる。これ以後、北陸の大国である越前は平家一門の重要な知行国として受け継がれる。特に治承三年(一一七九)十一月、清盛が故重盛の知行国であった越前を後白河院に没収されたことを理由のひとつとして、クーデターを起こしたことはよく知られている⁽²⁵⁾。基盛は応保二年(一一六二)三月に没したが、それから約十ヵ月後の応保三年(長寛元年)一月、頼盛が尾張守を辞し、男保盛を越前守としている⁽²⁶⁾。代わって尾張守には基盛の弟重衡が補任された⁽²⁷⁾。四年後の仁安元年(一一六六)十二月、今度は保盛が尾張守に遷り、左馬頭となった重衡の代わりに重盛の次男資盛が越前守に補されている⁽²⁸⁾。この展開を見ると、平家一門にとって尾張と越前は同格の、清盛系と頼盛系の双方にとって重要な知行国であったことが窺える。

後年の清盛がクーデターという非常手段に訴えるほど重視していた越前と並ぶ尾張の知行を、しかしやがて平家は失うことになる。仁安三年(一一六八)十一月、保盛は父頼盛が参議・大宰大貳・右兵衛督などを解任された時、尾

張守を解官された。父子に対する後白河院の「逆鱗之至」によるものであった。その間の事情は以下のようである。この年三月には後白河と建春門院平滋子の間に生まれた高倉天皇が即位していた。十一月の新嘗祭は大嘗祭となる。また、その月には五節の行事もある。ところが頼盛父子は五節の奉行を務めるよう命じられながらそれを拒絶し、また代始の母后滋子の入内を無視して厳島に参詣に行ってしまう。これにはさすがに堪りかねたのであろう、清盛が「諷諫」して、頼盛を都に呼び戻すという始末であった。これが「背叡慮」こととされ、さらに「此外年来之間、漸々積悪、種々違勅」と後白河の憤懣が噴き出す形で、頼盛父子は官職を奪われたのである⁽²⁹⁾。

元木泰雄氏はこうした一見すると無茶な頼盛の行動に、二条親政を支持し、それと異なる高倉の皇統創出に反発する姿勢を読み取られた。また、清盛が義妹である滋子との関係から権威を高めることへの抵抗もあったとされる。確かにそのような側面は認められると思う。しかし一方で、清盛にとって頼盛の失脚は、重要な知行国である尾張をはじめとする多大な損失が一門に生ずることを意味する。頼盛の行動を「諷諫」したとされるように、この時の清盛は何とか事態を穏便に収めようと苦慮していたのではない⁽³⁰⁾。一方、頼盛が失った尾張の知行を獲得したのは院近臣

である藤原成親であり、新しい国守はその弟の家教であった。結果からみれば、彼らは後白河の怒りに乗じて尾張の知行を頼盛ひいては平家から奪ったことになる。それでも清盛は、この結果を受け入れざるを得なかった。何より「年来」の「積悪」「違勅」を振りかざす後白河の怒りに抵抗できなかったであろう。さらに、深読みが過ぎるかもしれないが、成親の妹は清盛にとつて嫡男であり後継者候補である重盛の室である。尾張の喪失は平家の家長である清盛にとつては痛手であるが、当時の重盛はそうした一門全体の責任を負うべき立場ではないであろう。次男資盛の越前守は不変であり、その上で義兄の成親が尾張を知行することは、必ずしも忌避すべき展開ではなかったのではないか。仮に一門の嫡流にそうした姿勢があったとすれば、清盛としても対応は慎重にせざるを得なかったと思われる。頼盛は、翌嘉応元年（一一六九）十一月、本座を聴されている。儀式で元の官職の座に付くことを天皇から認められたのであり、復帰の第一歩である。十二月三十日には参議に、翌年七月二十六日には右兵衛督に還任している。ただ、大宰大貳の官と成親に奪われた尾張の知行は失ったままであった。その尾張をめぐる、頼盛が政界復帰した直後の嘉応元年十二月、京都を震撼させる出来事が起こったことはよく知られている。尾張守家教の目代が延暦寺領で

ある美濃国平野庄の住人と紛争を起こしたため、延暦寺側が知行国主成親の解官・配流を求める強訴を起こしたのである。事件は翌年正月以降まで揉めつづけたし、成親の処分も二転三転しているが、小稿と直接に関わる部分にだけ話をしければ、十二月二十四日に一度配流が決まった成親は、二十八日になると一転して呼び戻されている（結局、翌年の二月に解官されたが、四月には還任している）。その二十八日、尾張守家教が解官され、翌々日には藤原範能が新任の尾張守に補任された。おそらく後白河院は成親を守ろうとして、トカゲの尻尾を切るように家教を処分したのであろう。範能の補任は「院分」としてのことであったから、彼は後白河院の近臣としてこの官職を受け継いだのである。ともあれ、結果として成親自身は尾張の知行を失ったという展開である。では、そのあと事態はどのように展開したのであろうか。

この事件に際しては、大衆の入洛と強訴に対する防衛のため、平家の軍勢五百余騎が参集していたが、その内訳は重盛二百騎・宗盛百三十騎、そして復帰を許されたばかりの頼盛百五十騎であった。元木氏の指摘されるように、なお平家一門内部での頼盛の存在感の大きさを窺わせる陣容である。彼は一年前に成親に知行国を奪われたことを忘れていないであろうし、今度はその当の相手の失脚を期待で

さるのであるから、自らのもとに尾張が戻されるという褒賞を期待して出勤したとしても、不自然ではない。しかし、後白河院としては、院近臣に尾張を預ける形を崩す心算はなかった訳である。ただ注意しておきたいのは、既に頼盛の政界復帰を認めていた後白河院は、その不満にも目を向けていたと思われることである。

嘉応元年の年末に参議に復帰した頼盛は、翌二年一月十八日、尾張権守となつている。尾張が院近臣による知行の下にあることから見て、この措置には後白河院の意思が働いていたことはほぼ確実である。以後、頼盛は承安五年（一一七五）正月に遠江権守に遷るまで、この官に在任しつづけた。「職原鈔」は権守について「多是遙授之官也、参議・二三位中将・少納言等必兼之、……仍常儀参議兼国任納言之日即止之」と記している。要するにこれは、実務に関わらない、おそらくは経済的な権益としての官職であった。頼盛の権守が継続する間、尾張では国守が嘉応二年十二月に退任した藤原範能から、承安二年十月までに平信業へと交替していた。信業は承安四年に後白河院と建春門院の厳島参詣に従つた際、「北面下臈尾張守信業」といわれており、やはり院の近臣の一人であった。後白河院は尾張を院分国化して近臣を国守に任ずる支配の枠組を維持しながらも、成親の知行を直ちに復活させるまでの強硬姿

勢はとらず、一方で頼盛に対してはその地からの得分を与えることで妥協を求めたといえよう。尾張という一国の事例であるが、ここには後白河院の持つ政治的なバランス感覚の一端を見出すこともできるように思われる。

おわりに

頼盛が三河、次いで尾張と関わりを持った期間は、尾張権守からの遷任を以て終わる。その十数年間は後白河院政の形成・展開期として多くの政治的事件が起こっているが、頼盛と両国との関わりはそれらの一面を照らし出す要素を帯びていたと思われる。あるいは逆に、そこから当時の両国がどのような特色を有した地域であったのか、一端を窺うことも可能ではなからうか。小稿は史料の乏しいこの時期の尾張・三河について、そうした「二兎」を追う視角から扱ってみようとした試みであるが、そのために生じた散漫さは偏に筆者の力不足によるものである。ただ、このような視角自体は、古代から中世へと展開する時代の日本史と地域史を考える上で、必ずしも無駄なものではないと、筆者は思っている。

なお、これ以降の白河院と頼盛の関係について、中途半端にならない程度に一瞥しておきたい。安元元年（承安五

年)十二月には、頼盛の次男為盛が紀伊守に補任されている⁽¹⁰⁾。前任の藤原範光は承安三年七月に養父範季の上野介辞任によって補任された者である。範季は安元二年に「院分」として陸奥守に任ぜられるなど、後白河院の近臣の一人と見てよい⁽¹¹⁾。従って、当時の紀伊守の人事にも院の影響が強く及んでいたといえようし、為盛の紀伊守補任は後白河院が頼盛に与えた恩恵であったと判断するのが妥当である。前記のように、怒る時は過去に遡って「年来」の行跡をあげつらう一面を持った後白河院であるが、臣下の扱いに一定のバランス感覚を見出すことはできると思われるし、崩御に際しては「寛仁稟性、慈悲役世」と評されてもいる⁽¹²⁾。少なくとも、仕える臣下にとつては慈愛深い一面も見出すことのできる君主ではなかったろうか。頼盛に対する院からのあれこれの扱いは、こうした種々の側面が垣間見えるものであるうし、その意味では後白河院の人物像を考える時の材料として有効なものであるかもしれない。

こうした後白河院に対して頼盛も、時に苦汁を嘗めながらも、近臣としての立ち位置を保ちつづけたのである。彼らは成親など院近臣の中心であった者たちとはあまり良好な関係を築かなかつたようであるが、後白河院本人に近侍しようとする姿勢は保ちつづけた。それはたとえば、安元三年(一一七七)六月はじめの鹿ヶ谷事件の直後の対応にも

あらわれている。平家打倒を図つたとして、成親や西光らの院近臣が捕縛され「京中騒動、上下諸人皆以成怖畏」となると、院の周辺は「但院中無参入之人之由、禅門(清盛)大以怒云々、仍昨今人々少々参入云々」といった有様になった⁽¹³⁾。後難を怖れてか、後白河院から距離をとろうとする貴族たちの姿に当の清盛が憤慨するという、笑えない喜劇のような情景が現出したのである。そんな状態が少し落ち着くと、頼盛は繰り返し返し院への参仕にあらわれるようになる。六月八日には建春門院の月忌仏事と八講に列し、十一日に参院、十四日の祇園御霊会にも院参⁽¹⁴⁾。おそらくこののち、成親や西光を失った後白河院にとつて、頼盛は頼るべき近臣となつていったのであろう。その結果が、治承三年(一一七九)十一月のクーデターに際しての、清盛による頼盛の解官と所領没収であった⁽¹⁵⁾。しかし、寿永二年(一一八三)の平家都落ちでは、今度は親後白河の姿勢が頼盛を救う⁽¹⁶⁾。彼は一門から離れて都に残り、さらに鎌倉の頼朝からも厚遇を受けることになる。一門の滅亡を横目に見ながら、彼は前大納言として都で天寿を全うしたのである。こうした経緯は、頼盛という人物の生涯がどれほど数奇な要素に満ちたものであつたかを改めて窺い直す材料にはなるであろう。その要素のうちの幾分かは、当時の貴族社会と三河・尾張との関わりを背景として作られたもの

であることを、僅かでも描くことができたのであれば、小稿の貧しい内容にも意味を見出すことができるかもしれない。

【注】

- (1) 『公卿補任』（以下、『補任』とする）元暦二年（文治元年）の項。
- (2) 安田氏『平家の群像』（塙書房、一九六七年）二〇一頁。
- (3) 橋本義彦氏『院政権の一考察』（『書陵部紀要』四、一九五四年。のち同氏『平安貴族社会の研究』（吉川弘文館、一九七六年）に収載。
- (4) 角田氏「池の禪尼」（『古代文化』二六一—一〇、一九七四年。のち同氏『王朝の明暗』（東京堂出版、一九七七年）に収載）。
- (5) 高橋氏『清盛以前—伊勢平氏の興隆—』（平凡社、一九八四年。以後、二回にわたり他社から増補改訂版が出されている。ここでは最初の版に拠っている）二八一頁。
- (6) 多賀氏「平頼盛」（『日本歴史』二五四、一九六九年。のち同氏『論集中世文化史 上 公家武家篇』（法蔵館、一九八五年）に収載）。
- (7) 上横手氏『平家物語の虚構と真実 上』（塙書房、一九八五年）一〇八頁以降。
- (8) 田中氏「平頼盛小考」（『学習院史学』四一、二〇〇三年。のち同氏『中世武士団構造の研究』（校倉書房、二〇一一年）に収載）、「平家一門の実像と虚像」（『歴史と古典 平家物語を読む』（吉川弘文館、二〇〇九年）所収。同前）。
- (9) 『補任』仁安元年の項。
- (10) 五味文彦氏『人物叢書 平清盛』（吉川弘文館、一九九九年）一二二頁以降。
- (11) 前注五・六・七・八など参照。
- (12) 『日本史総覧Ⅱ 古代二・中世二』（新人物往来社、一九八四年）の「国司一覽」（菊池紳一・宮崎康充氏執筆）、『新編安城市史五 資料編 古代・中世』（安城市、二〇〇四年。以下『安城』とする）の「三河国司一覽」、『愛知県史 資料編七 古代二』（愛知県、二〇〇九年。以下『愛知』とする）の「国司（郡司）一覽表」などに依拠して確認した。
- (13) 元木泰雄氏『平清盛と後白河院』（角川学芸出版、二〇一二年）一五六頁。
- (14) 橋本氏前掲（注三）論文。
- (15) 同前。橋本義彦氏「勧修寺流藤原氏の形成とその性格」（『日本古代史論集 下』（吉川弘文館、一九六二年）

- 所収。のち同氏前掲『平安貴族社会の研究』に収載。
- (16) 『補任』保元三年の項。以下、特に断らない限り、
 頭長の官歴はこれに拠る。
- (17) 『愚管抄』巻第五 二条。
- (18) 『尊卑分脈(新訂増補国史大系本)』第一巻二九〇頁
 (以下『尊卑』一一二九〇頁のように略記する)。
- (19) 『台記』久寿元年八月九日条では、「鳥羽新造御堂供
 養」で「正五位下、隆能、御堂扉繪賞」が与えられて
 いる。『玉葉』承安四年九月廿二日条では、記主の兼
 実が「天王寺」で「依当院(後白河)仰、故隆能画之」
 とこの「鳥羽院御影像」を見ている。
- (20) 『補任』保元三年(藤原頭長)の項。
- (21) 『尊卑』二一九八頁。
- (22) 『補任』安元二年の項。
- (23) 荒木氏「写経と埋納経の盛行」(『静岡県史 通史編
 一 原始・古代』(静岡県、一九九四年)第三編第四
 章第三節)、「平安時代後期の三河の文化と社会」(『新
 編岡崎市史 原始・古代 一』(新編岡崎市史編纂委
 員会、一九九二年)第七章第七節)。
- (24) この銘文と、三島氏出土の壺片の銘文とは、『愛知』
 に八四〇・八四一号史料(以下、『愛知』八四〇のよう
 に略記する)として掲載されている。
- (25) 荒木氏「藤原季兼・季綱と季範」(前掲『新編岡崎
 市史 原始・古代 一』第七章第六節)、前掲『写経
 と埋納経の盛行』。
- (26) 上川氏「中世山林寺院の成立」(同氏『日本中世仏
 教と東アジア世界』(塙書房、二〇一二年)所収)。
- (27) 『吾妻鏡』建久三年十二月廿日条。
- (28) 『円満院門跡相承次第』(『統群書類従』第四輯下)。
- (29) 『天台座主記』(『統群書類従』第四輯下)。
- (30) 『園城寺長吏次第』(『統群書類従』第四輯下)。
- (31) 前注二八。
- (32) 西宮氏「古代参河国と犬頭糸・白絹」(『安城市史研
 究』七、二〇〇六年)。
- (33) 『中右記』嘉承二年八月廿三日条。『安城』一九九
 号史料(以下、『安城』一九九と略記する)。「愛知』
 六三〇。
- (34) 『山槐記』応保元年十二月十五日条。『安城』
 二〇九。
- (35) 『補任』仁安三年の項。
- (36) 『補任』仁安元年の項。
- (37) 『平治物語』中巻「官軍除日行はるる事付けたり謀
 叛人賞職を止めらるる事」。
- (38) 同前。

(39) 前注二一。

(40) 『兵範記』保元三年八月廿三日条。『山槐記』同日条。

(41) 『補任』保元三年の項。『愛知』一〇一四。

(42) 『愚管抄』巻第五 二条。

(43) 元木氏「院政期における大國受領―播磨守と伊予守―」(同氏『院政期政治史研究』(思文閣出版、一九九六年)所収)。

(44) 忠盛は天養元年(一一四四)九月廿九日付の鳥羽院序牒(『平安遺文』二五三六号。『愛知』八七二)に別当の一員として「尾張守平朝臣」と署名を載せている。翌天養二年(久安元年)七月九日付の院序下文(『平安遺文』二五五八号。『愛知』八七九)にも「尾張守兼右京大夫平朝臣」と見えるのが、忠盛の尾張守在任の最後の証拠である。

(45) 『為頼記』久寿二年十二月廿九日条。

(46) 『補任』保元三年の項。

(47) 『台記別記』久安四年八月九日条。『愛知』八九四。

(48) 『台記』久寿元年六月廿日条。

(49) たとえば『台記別記』久安四年八月廿八日条。『愛知』八九六。頼長の女多子の入内の装束料を献じている。また、『兵範記』久安五年十月十九日条。『愛知』九〇九。頼長の男師長の元服で引出物の禄を調進して

いる。その他、事例は多い。

(50) 『平安遺文』二七五七号。『愛知』九四八。

(51) 橋本義彦氏「保元の乱前史小考」(『日本歴史』一七四、一九六二年。のち同氏前掲『平安貴族社会の研究』に収載)。

(52) 保延四年(一一三八)五月廿日付(『平安遺文』五〇〇一号)から久安二年(一一四六)七月十日付(『平安遺文』二五二八号)までの鳥羽院序下文から確認できる。

(53) 「仁平御賀記」(『続群書類従』第二十四輯)。内容は仁平二年(一一五二)のことである。また、『兵範記』久寿二年九月廿三日条(『愛知』九九八)でも親隆は「院別当」と明記されている。

(54) 前注五一。

(55) 永治元年(一一四二)八月廿五日付(『平安遺文』補六六号)から仁平二年(一一五二)三月八日付(「仁平御賀記」)までの鳥羽院序下文から確認できる。

(56) 『兵範記』保元元年七月二日条。

(57) 『台記』久安四年二月一日条。

(58) 『兵範記』久寿二年三月廿三日条。

(59) 『為頼記』久寿二年十二月廿九日条。

(60) 『兵範記』久寿三年(保元元年)正月廿八日条。『愛知』

一〇〇六。『山槐記』同廿七日条。『愛知』一〇〇五。

- (61) なお、盛章は在任四ヶ月で遠江守に遷任しており、代わって藤原惟方の男惟綱が尾張守となっている(『兵範記』保元元年五月廿六日条。『愛知』一〇一三)。その際には惟方が「辞遠江守、以男惟綱申任尾張守」という動きを見せていた(前注四一)。すなわち盛章と惟方との間で、尾張守と遠江守が交換されたのである。惟方も、鳥羽院入棺の役人に指名されていた一人であり(『兵範記』保元元年七月二日条)、また院の末期では「汝許りぞと思ひて仰せらるるなり、閉眼の後、あな賢こ、新院(崇徳院)に見すな」と命じられ、崇徳院の入室を拒み通している(『古事談』巻第二一五四)。鳥羽院に信頼された近臣であったといえよう。従って、尾張守と遠江守を交替したこの人事も、鳥羽院最晩年の差配であったと思われる。極めて短期間で盛章の遷任は、ひとつには親隆との間で紛争を起していたため、またひとつには惟方が自らの辞任という手段で強く尾張守を求めたためであろうか。惟方が、それだけ尾張守に価値を見出していたといえるのかもしれない。

- (62) この時の除目で為頼が武蔵守となったことを直接に物語る史料はない。しかし、『玉葉』承安三年(一一七三)

十月五日条には「前武蔵守為頼(惟方子)」との記述がある。永暦元年(一一六〇)二月廿八日に平知盛が

- (63) 武蔵守となつて以降は(清盛の知行国として)平家の国守がつづき、為頼の割り込む余地はなかったと思われる。そのため、武蔵を知行していた藤原信頼が平治の乱で処刑されたあと、翌年二月の知盛補任までの短期間、為頼が武蔵守になっていたと推測することは蓋然性が高いと思われる。また、この二月廿八日は惟方が解官された日であり(『補任』永暦元年の項)、その失脚に伴つて為頼も官職を解かれたと見れば矛盾はない。五味文彦氏がこの時に「惟方が信頼の後に知行していた武蔵国は没収され」たとされているのは、従うべき見解である(同氏前掲『人物叢書 平清盛』一三七頁)。

- (64) 元木氏『保元・平治の乱を読みなおす』(日本放送出版協会、二〇〇四年)一五四頁以降。前掲『平清盛と後白河院』五〇頁以降など。

- (65) 『保元物語』上「主上三条殿二行幸ノ事付ケタリ官軍勢汰ヘノ事」。

- (65) 久寿二年八月、義平は叔父義賢とその後ろ盾であった秩父重隆両人を、武蔵国比企郡大蔵館に攻め殺している(『延慶本平家物語』巻第三本「木曾義仲成長す

る事)。

- (66) 峰岸純夫氏「鎌倉愚源太と大蔵合戦―東国における保元の乱の―前提―」(『三浦古文化』四三、一九八八年)。

- (67) 安田元久氏『人物叢書 後白河上皇』(吉川弘文館、一九八六年) 八二頁。

- (68) 元木泰雄氏前掲『保元・平治の乱を読みなおす』二一九頁以降。

- (69) 『愚管抄』巻第五 二条。

- (70) 『補任』仁安二年の項。

- (71) 『山槐記』永暦元年九月廿日条。

- (72) 『補任』長寛元年の項。

- (73) 『山槐記』永暦元年十二月廿九日条。

- (74) 同前。

- (75) 『補任』仁安元年の項。

- (76) 『玉葉』治承三年十一月十五日条。

- (77) 『山槐記』応保二年三月十七日条(樋口健太郎氏「国立歴史民俗博物館所蔵・田中穰氏旧蔵本『山槐記』応保二年三月」)、『神戸大学史学年報』二二、二〇〇七年(紹介されている)。

- (78) 『補任』仁安元年の項。

- (79) 『補任』治承五年の項。

- (80) 『兵範記』仁安二年正月四日条に保盛が見任の尾張守として見える。『愛知』一一〇九。

- (81) 『補任』寿永二年の項。

- (82) 『兵範記』仁安三年十一月廿八日条。『愛知』一一二九。

- (83) 元木泰雄氏「藤原成親と平氏」(『立命館文学』六〇五、二〇〇八年)。同氏前掲『平清盛と後白河院』一〇〇頁以降。

- (84) この点、筆者の理解は、頼盛の解官に清盛の主導性を認める田中大喜氏の見解(前注八)とは異なったものになっている。

- (85) 『兵範記』仁安三年十二月十三日条。『愛知』一一三一。『山槐記』同日条。『愛知』一一三二。

- (86) 『兵範記』嘉応元年十一月十六日条。

- (87) 『補任』仁安四年(嘉応元年)・嘉応二年の項。

- (88) この強訴については、田中英英氏「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(『日本史研究』二五〇、一九八三年。のち同氏「平氏政権の研究」(思文閣出版、一九九四年)に収載)に詳しい。

- (89) 『兵範記』嘉応元年十二月廿四日・卅日条。『玉葉』同廿四日・廿八日条。

- (90) 『兵範記』嘉応元年十二月廿九日条。『愛知』一一五

三。

- (91) 『兵範記』嘉応元年十二月卅日条。『愛知』一一五
四。『補任』文治六年(建久元年)の項。『愛知』一一
五五。
- (92) 『補任』同前。
- (93) 『兵範記』嘉応元年十二月廿三日条。
- (94) 元木氏前掲「藤原成親と平氏」、『平清盛と後白河院』
一〇三頁。
- (95) 『補任』嘉応二年の項。『愛知』一一五六。
- (96) 『補任』嘉応二年から承安五年の項。
- (97) 『群書類従』第五輯。
- (98) 前注九二。
- (99) 「上皇御移徙記」(『圖書寮叢刊 仙洞御移徙部類記下』
二九九一年、明治書院)所収に承安二年十月十九
日のこととして、「後白河院が」渡御鳥羽殿(尾張守
信業、募男長門守業忠功、修造之)、建春門院同渡御」
と記す。『愛知』一一六七。
- (100) 『吉記』承安四年三月十六日条。『愛知』一一七七。
- (101) 『玉葉』承安二年七月廿一日条には成親が三条御所
を新造し、知行国丹波・越後の国守の重任を認められ
たと記される。この越後国守は『日本史総覧Ⅱ』の「国
司一覧」では平信業とされており、それに従ってのこ

とであろうか、元木泰雄氏も「成親は、この信業を家
司等として組織していた」と評価されている(前掲「藤
原成親と平氏」)。そうであれば後白河院は早い段階で、
信業を通じた成親の尾張知行を復活させていたことに
なる。ただ、筆者は前注九九の記事に注意したい。尾
張守としての信業が承安二年十月までには完成するこ
とになる修造工事を行っていたのである。彼が七月
に越後守に重任し(そのあとで尾張守に遷つ)たとす
るのであれば、時間的にかなり苦しい日程になるのだ
はなからうか。筆者は、信業が承安二年七月廿一日以
前に既に越後守から尾張守に遷っており、この日に成
親の下で重任となった越後守は別人である可能性が高
いのではないかと思う。敢えて言えば、前任の藤原範
能が退任した嘉応二年十二月(信業が越後守となつて
一年後)には信業は尾張守に遷任していたのではな
らうか。それゆえ、信業の尾張守補任が成親の尾張知
行の復活を意味するとは、直ちには言い切れないと思
う。成親と尾張の関係が復活したと「確認」できるの
は、安元元年(一一七五)十月以降に成親の弟である
盛頼が尾張守になった段階ではなかったかと、筆者は
考えている。

(102) 『玉葉』安元元年十二月八日条。

- (103) 『補任』 建久八年・建仁元年の項。
- (104) 『玉葉』 建久三年三月十三日条。
- (105) 『玉葉』 安元元年六月三日条。
- (106) いずれも『愚昧記』 同日条。
- (107) 『玉葉』 治承三年十一月十七日・廿二日条。
- (108) たとえば上横手氏前掲書(前注七) 一〇八頁以降。